川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例

(目的)

- 第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。
 -)第42条第1項の道路その他の道が、日常生活における通行並びに災害等の際の迅速な避難並びに消火活動、救急活動及び救助活動のための通行(以下「緊急時の通行」という。)の確保に重要な役割を果たしていることに鑑み、狭あい道路におけるそれらの通行の確保を図るため、狭あい道路の拡幅並びに狭あい道路及び後退用地の適切な管理について必要な事項を定め、もって安全な市街地の形成及び良好な住環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 狭あい道路 次に掲げる道をいう。
 - ア 法第42条第2項の規定による指定をされた道
 - イ 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の3第4項 第3号に規定する通路に該当すると市長が認めた道
 - (2) 後退用地 狭あい道路の後退線(当該狭あい道路の中心線(前号イに掲げる道にあっては、当該道の中心線として市長が定めた線。以下同じ。)からの水平距離2メートルの線(当該狭あい道路がその中心線からの水平距離2メートル未満で法第42条第2項ただし書に規定する崖地等に沿う場合においては、当該崖地等の狭あい道路の側の境界線及びその境界線から狭あい道路の側に水平距離4メートルの線)をいう。)の内側にある土地のうち当該狭あい道路の部分を除いた部分をいう。
 - (3) 狭あい道路の拡幅 狭あい道路及びその接する後退用地を一体の道として利用することができるよう道路状の形態に整備することをいう。

(市の青務)

第3条 市は、狭あい道路の拡幅並びに狭あい道路及び後退用地の適切な管理に関する施策について周知を図るとともに、これを総合的かつ計画的に実施しなけれ

ばならない。

(道路等の所有者等の責務)

- 第4条 法第42条第1項の道路その他の道の所有者等(所有権、賃借権その他の 土地を使用する権利を有する者をいう。以下同じ。)は、当該道を、日常生活に おける通行及び緊急時の通行に支障を生じさせないよう、適切に管理しなければ ならない。
- 2 後退用地の所有者は、市が実施する狭あい道路の拡幅に関する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

- 第5条 市民及び建築主(法第2条第16号に規定する建築主をいう。以下同じ。
 -) は、市が実施する狭あい道路の拡幅に関する施策に協力するよう努めなければ ならない。

(事前協議)

- 第6条 建築主は、次に掲げる行為を行う場合において、その計画に係る建築物(法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)又は工作物の敷地が後退 用地(市が所有するものを除く。以下この条において同じ。)に接し、又は後退 用地を含むときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に狭あい道路の 拡幅に関する協議を申し入れなければならない。
 - (1) 法第6条第1項及び第6条の2第1項(これらの規定を法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請
 - (2) 法第18条第2項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知
- 2 前項の規定に基づく協議(以下「事前協議」という。)は、後退用地の範囲に 関する事項その他の規則で定める事項について行うものとする。
- 3 建築主は、事前協議に係る後退用地の所有権を有していないときは、当該後退 用地の所有者とともに事前協議の申入れを行わなければならない。
- 4 事前協議を行った者は、当該事前協議に係る後退用地に関する権利の移転又は 設定をしようとするときは、当該移転又は設定により権利を取得する相手方に対 し、当該事前協議の内容を説明しなければならない。

(事前協議に係る勧告)

- 第7条 市長は、前条第1項に規定する場合において、同項各号に掲げる行為を行った建築主が正当な理由がなくて同項の規定による申入れを行っていないと認めるときは、当該建築主に対し、同項の規定による申入れを行うよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、特に必要があると認める ときは、当該勧告をした旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表を行うときは、あらかじめ、当該勧告に係る建築主に意見を述べる機会を与えなければならない。

(任意協議)

- 第8条 市長は、必要があると認めるときは、後退用地の所有者に対し、規則で定めるところにより、狭あい道路の拡幅についての協議を申し入れることができる。
- 2 後退用地の所有者は、市長に対し、規則で定めるところにより、狭あい道路の 拡幅についての協議を申し入れることができる。
- 3 第6条第2項及び第4項の規定は、前2項の規定に基づく協議(以下「任意協議」という。)について準用する。

(狭あい道路の拡幅に係る工事)

第9条 市長は、事前協議又は任意協議の結果、市が狭あい道路の拡幅を行うこと を適当と認めた後退用地について、狭あい道路の拡幅に係る工事を実施するもの とする。

(支障物件の設置の禁止等)

- 第10条 狭あい道路及び後退用地(規則で定めるものを除く。)であって一般交通の用に供されているもの(以下「狭あい道路等」という。)の所有者等は、当該狭あい道路等に支障物件(土地に定着する工作物その他の物件(建築物及び法第44条第1項に規定する擁壁を除く。)で緊急自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。以下同じ。)の通行の支障となるものをいう。以下同じ。)を設置してはならない。
- 2 前項に規定するもののほか、狭あい道路等の所有者等は、当該狭あい道路等に 日常生活における通行及び緊急時の通行の支障となる物件をみだりに設置しては

ならない。

3 狭あい道路等の所有者等は、安全かつ円滑な通行の妨げとならないように当該 狭あい道路等を管理するよう努めなければならない。

(支障物件の除却等に係る勧告)

- 第11条 市長は、狭あい道路等の所有者等が前条第1項の規定に違反していると 認めるときは、当該所有者等に対し、当該狭あい道路等に設置されている支障物 件の除却、移動その他緊急自動車の通行の確保のための措置をとるよう勧告する ことができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告に係る所 有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

- 第12条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて 当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるとき は、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとることを命ずること ができる。
- 2 市長は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の内容を公表するもの とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、狭あい道路の拡幅並びに狭あい道路及び 後退用地の適切な管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に同項各号に掲げる行為をする建築主について適用する。
- 3 当分の間、第6条第1項の規定の適用については、同項中「後退用地」とある のは、「市道に接する後退用地」と読み替えるものとする。